

# シンガポールの水際規制について

2023年9月27日

執筆者 弁理士 岡田充浩

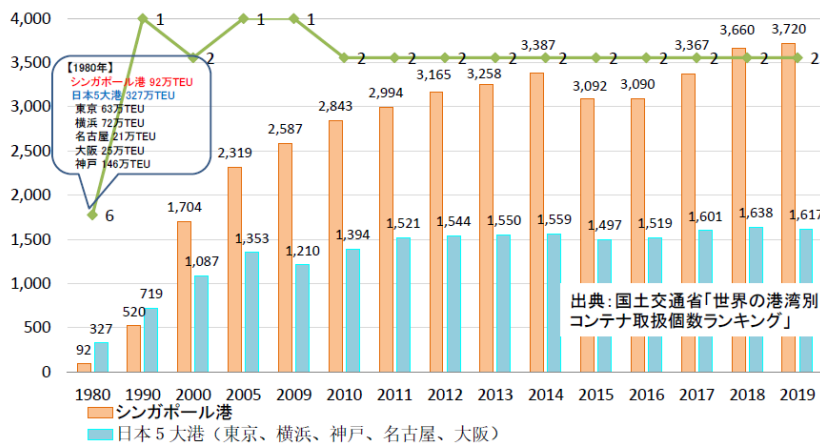
## 1 概要

Eコマースの発達で越境物流が盛んです。先日は、越境物流を担うコンテナ海運のサミットがシンガポールで開催されました。近時ではシンガポールは、アジアのコンテナ海運のグローバルハブとなる等、越境物流での存在感が増しています。

本稿では、シンガポールでの水際規制について御紹介致します。

## 2 シンガポールの存在感

海路ではシンガポールは、グローバルハブとなり、荷物の取扱いが年々増加しております（下図を参照）。



(出典: 一般財団法人自治体国際化協会「シンガポールの政策 港湾政策編」抜粋)

取扱いでは「積替え」の貨物量が非常に多いことが特徴です。「積替え」とは収集運搬業者が積載物を運搬する過程で一度荷物を降ろして積み替えることをいい、降ろした積載物を別の車両に積み替えたり、一定量の貨物を集積してから運搬再開したりすること

で、円滑な運搬を図ります。

空路ではシンガポールは、狭小な国土のため国内線がなく国際線が発達し、国際ハブ化に向けた政策の結果、チャンギ国際空港が ASEAN 地区の航空ハブとなっています。

陸路ではシンガポールは、狭小な国土のため端々まで幹線道路が整備され各地域へのアクセスが良好です。

その他シンガポールでは、政府の積極的な支援策により、企業の研究開発（R&D）拠点の集積地となりつつあります。

### 3 シンガポールの水際規制

#### 3. 1 規制の対象

シンガポールの税関では登録商標及び著作物の侵害品のみが規制対象となります。

#### 3. 2 取締の開始

シンガポールの税関では権利者の請求に応じて取締がなされます。具体的には以下のケースがあります。

##### **第1のケース 権利者からの申立（商標法第82条／著作権法第140B条）**

a) 税関は、書面による権利者の申立を受けた後、侵害疑義品を差し止めます。提出書面は60日間有効となります。

書面には以下の内容が記載されます。

- ・ 輸入業者の名称
- ・ 侵害疑義製品の到着の見込み日付
- ・ 侵害疑義製品の輸入の際の港・空港・検問所の名称
- ・ 侵害疑義製品の輸入の際の船舶の名称・航空機の便名、車両の登録番号
- ・ 侵害疑義製品の原産国
- ・ 侵害疑義製品の数量・価額
- ・ 侵害疑義製品の梱包数
- ・ 侵害疑義製品の付された商標
- ・ 該当する船荷証券／航空貨物運送状
- ・ 委託整理番号

その他に、委任状・手数料・保証金が必要となります。

b) 税関は、侵害疑義品を差止めた旨を、権利者及び輸入業者に通知します。

c) 権利者は、差止めから10営業日以内に、輸入業者に対し民事訴訟を開始しなければなりません。10営業日以内に何らかの措置をとらない場合、侵害疑義品が解放されます。

d) 権利者は、訴訟手続開始から3週間以内に、訴訟中間差止め命令を受けることができれば税関の差止めを継続させることができます。一方で3週間以内に訴訟中間差止め命令を獲得できなければ、侵害疑義品が解放されます。

## 第2のケース 税関職員による留置（商標法第93A条／著作権法140LA条）

- a) 税関は、侵害疑義品を職権で留置した旨を、権利者及び輸入業者に通知します。
- b) 税関は、48時間以内に書面による権利者の申出を受けた場合に正式に差し止めます。一方で48時間以内に何らかの措置がない場合には、侵害疑義品を解放します。
- c) 権利者（又は代表者）は、税関による侵害疑義品の差し止め前に、税関に出頭し、侵害疑義品の侵害性を特定しなければなりません。権利者は、留置、保管、廃棄の費用を負担しなければなりません。
- d) 権利者は、10営業日以内に輸入業者に対し民事訴訟を開始しなければなりません。
- e) 権利者は、訴訟手続開始から3週間以内に、訴訟中間差し止め命令を受けることができます。一方で3週間以内に訴訟中間差し止め命令を獲得できなければ、侵害疑義品が解放されます。なお税関は、裁判所命令がない限り、侵害疑義品を廃棄するなど処分することができません。
- f) 権利者は、輸入業者が抗弁しない場合、裁判所に対して欠席判決を要求することができます。権利者は、輸入業者が抗弁する場合で、自己に有利な証拠が存在する場合には、略式判決を要求することができます。それ以外の場合、通常の本格的な審理が開始されます。

### 3. 3 問題点

#### a) 積替え

上記の通りシンガポールでは、「積替え」の貨物量が非常に多いことが特徴です。しかしながら「積替え」の貨物品の場合、荷受人がシンガポール在住、又は商業活動の実態を有する者でないと、税関による差し止めがなされません。依って荷受人がシンガポールと接点がない場合には、税関による差し止めが困難となります。

但しかかる場合には権利者は、関連情報をシンガポール税関に提供し、当該関連情報をシンガポール税関から次の寄航港に伝えて協力を仰ぐよう要請することができます。

#### b) 民事訴訟

シンガポール税関による差し止めや廃棄などの処分は、税関への出頭や、民事裁判を提起して裁判所命令を受けることなどが必要となります。依って例えば在外企業の場合、現地で活躍する法務スタッフを準備することができないなど、水際対策に対応しきれない場合があります。

## 4 むすび

以上から、侵害品（模倣品）の越境物流を絶つために、グローバルハブであるシンガポールの税関で侵害品（模倣品）を差し止める方法を検討することが大切です。またシンガポールの税関での差し止めを利用するため、予めシンガポールでの商標登録を実施することが大切です。

以上